

# 総括調査票

調査事案名	(1) 特定地域づくり事業推進交付金			調査対象 予算額	令和4年度：500百万円 ほか (参考 令和5年度：560百万円)		
府省名	内閣府	会計	一般会計	項	特定地域づくり事業推進費	調査主体	共同
組織	地方創生推進事務局			目	特定地域づくり事業推進交付金 ほか	取りまとめ財務局	(関東財務局)

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

○ 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図ることにより、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るもの。

### 根拠法

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」(以下「法」という。)

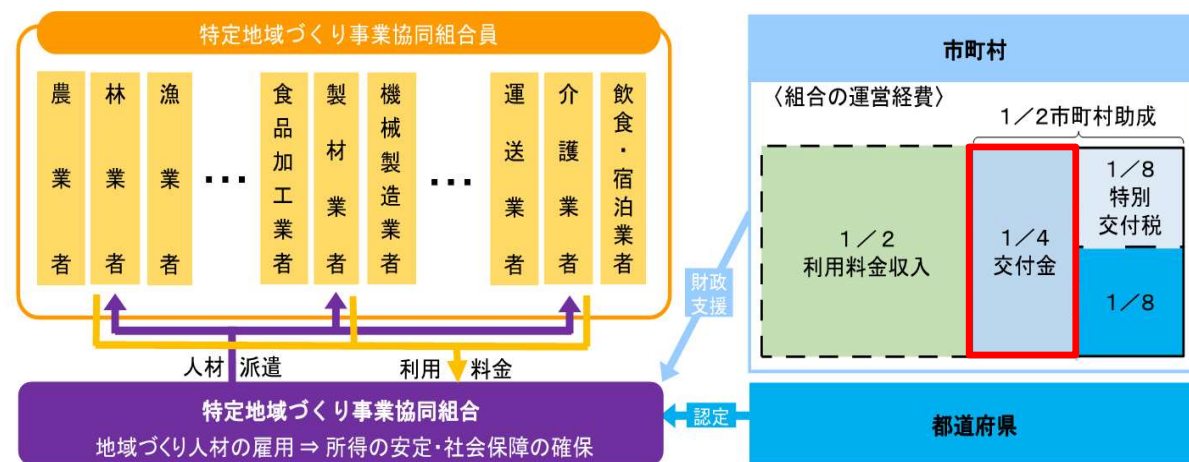
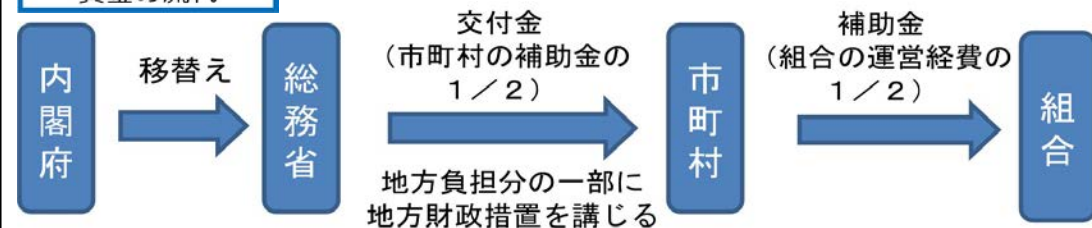
- ・対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- ・認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定(10年更新制)
- ・特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業(無期雇用職員に限る)を届出で実施可能

### 財政支援の概要

特定地域づくり事業協同組合(以下「組合」という。)に対し、当該組合の運営費を支援するため、以下の対象経費について、1/2までの範囲で地方公共団体が支援した額の1/2を交付金により支援する。

- ・派遣職員人件費(対象経費の上限額：400万円/年・人  
(国交付金上限：100万円/年・人))
- ・事務局運営費(対象経費の上限額：600万円/年  
(国交付金上限：150万円/年))

### 資金の流れ



### 【参考】執行状況等

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	500	500	500
交付決定額	10	100	290※
執行額	9	64	180※
組合数(年度末)	5	34	72

※令和4年度は見込み

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (1) 特定地域づくり事業推進交付金

## ②調査の視点

### 1. 制度活用における課題

○ 本制度創設以降、交付金の執行額は増加しているものの、いまだ執行率は低調である。制度活用に当たり課題となっている点は何か。

### 2. 事業の持続可能性（収支面）

○ 各組合の収支状況はどうか。また、持続的で安定的な組合運営を図るための取組がなされているか。

### 3. 評価に当たっての指標

○ 交付金の効果を評価するに当たり、本制度の目的・趣旨を踏まえた指標を設定・把握しているか。

#### 【調査対象年度】

令和3年度～令和4年度

#### 【調査対象先数】※有効回答数

- ・総務省 ・47都道府県
- ・68組合 ・80名（派遣職員）
- ・138事業者（組合員）

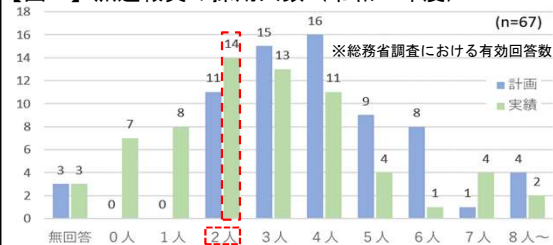
※上記を対象とする財務省調査（以下「本調査」という。）に加え、「令和4年度 特定地域づくり事業協同組合制度に関する調査」（以下「総務省調査」という。）を基に作成。

## ③調査結果及びその分析

### 1. 制度活用における課題

- 総務省調査によると、組合設立に当たっての課題や苦勞として最も多い内容は、「派遣職員の確保」であった。組合の安定的な運営には一定数の派遣職員の確保が必要と考えられるが、派遣職員の採用人数（令和4年度）は「2人」である組合が最も多くなっている【図1】。
- また、本調査において、令和4年度の採用計画と実績を確認したところ、回答のあった63組合中35組合で実績が計画を下回っており【図2】、そのうち24組合は計画の5割以下の実績であった【図3】。この点からも、派遣職員の確保が課題となっており、ひいては、交付決定額と執行額の乖離【参考】にもつながっていると考えられる。
- （実地調査を行った）A組合では、採用専任の組合事務局職員を設置するとともに、ハローワークだけでなく県の移住推進窓口等と連携しつつ、中山間地域の資源のアピールと併せて派遣職員の募集を行うなどした結果、40名の応募（令和4年度）があった。

【図1】派遣職員の採用人数（令和4年度）



【図2】令和4年度派遣職員採用数の計画と実績の比較



### 2. 事業の持続可能性（収支面）

- 各組合の収支決算書（令和4年度）によると、組合の運営経費の1/2まで公費で補助されているにもかかわらず、確認できた63組合中19組合で赤字（純損失）となっており、十分な利用料金収入を得られていないという収支面の課題も存在している。
- 派遣職員の利用料金の設定に当たっては地域の給与水準が考慮されているが、（実地調査を行った）B組合では、派遣先事業者のための広報・営業活動を行うことにより、高い利用料金を支払うためのインセンティブを付与することで、地域の給与水準（980円/時間）と比較して高い利用料金設定（1,200円/時間）を実現している。
- その他、派遣事業以外の独自事業（例：有料職業紹介事業）の実施や派遣先事業者に対する「賦課金」の徴収を行う組合も存在した。また、複数市町村で組合を設立する例も見受けられた。これらの取組も、組合の収支改善に貢献し得ると考えられる。

### 3. 評価に当たっての指標

- 本制度の目的は、「地域づくり人材の確保及びその活躍の推進」による「地域社会の維持及び地域経済の活性化」とされている（法第1条）。
- 本調査において、回答のあった派遣先事業者のうち約6割が派遣職員の直接雇用を検討しており、また、回答のあった派遣職員のうち約6割が将来的な定住を考えている。行政事業レビューシートにおいては、交付金の「交付件数」（組合数）及び「派遣先事業者数」が指標とされているが、こうした直接雇用を含む定住の状況等といった「アウトカム」が、交付金の効果を評価する上で重要なデータと考えられる。
- （実地調査を行った）C組合では、派遣職員の定住を目的に、直接雇用又は起業のいずれかを前提に派遣職員を受け入れており、派遣職員と派遣先事業者のミスマッチを防ぐことで、2名の直接雇用及び定住を実現している。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 制度活用における課題

- 人口急減地域を対象とした制度であるため、当該地域外からの派遣職員の確保が重要と考えられるが、内閣府等においても、左のような地域特性に応じた好事例を含め、移住支援施策と絡めて本制度の周知を推進することなどが考えられる。
- 併せて、限られた予算を今後より多くの組合が活用できるよう、派遣職員の稼働実績を踏まえた交付決定を行うことなども考えられる（例えば、現在、既存組合に対して、派遣職員数の見込みを基に、年度当初に交付決定を1回行っているが、交付決定を年2回行い、2回目に上記実績を考慮）。

### 2. 事業の持続可能性（収支面）

- 都市部と比較して派遣職員の確保には一定の限度はあるものの、赤字の組合は、左のような収支を改善させる取組を検討し、自治体は、組合の収支状況等について助言・指導（法第15条）の上、フォローアップすることが考えられる。

### 3. 評価に当たっての指標

- 内閣府等は、本制度の目的を踏まえ、例えば、派遣職員の「稼働実績」や当該地域への「定着度合」（直接雇用を含む定住）等も把握・勘案した上で、評価を行うようにすべきではないか。